

第21回
青森県景観形成審議会
議事録

平成27年10月14日（水）

日 時：平成 27 年 10 月 14 日（水）13 時 30 分～

場 所：青森県観光物産館アスパム 9 階『津軽』

出席者：委員 河村 信治
委員 木村 光徳
委員 工藤 淳子
委員 斎藤 嘉次雄
委員 月舘 敏栄
委員 成田 一憲
委員 福士 譲

以上 7 名出席

【事務局】

ただ今から、第 21 回青森県景観形成審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、今年度新たに工藤淳子様が委員に就任されましたことをご報告いたします。工藤委員におかれましては、よろしくお願ひいたします。

又、本日は委員 12 名のうち、7 名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認、省略)

それでは、このあとの進行につきましては、青森県付属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、月舘会長にお願いいたします。

【月舘会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

慣例により、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。河村委員と木村委員にお願いいたします。

それでは、「屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料 1」により、「屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定」の説明 省略)

【月舘会長】

どうもありがとうございました。最初に少し新任の工藤委員の紹介をさせていただきます。工藤委員は建築士、建築の専門家で、建築士会の理事を務められている方です。都市計画や景観について、つくる側と観る側として優れた知見を持っている方ですので、新任ではありますが、よろしくお願いいたします。

改めて議事に入りますけども、事務局から説明していただいたとおり、内容は北海道新幹線開業に伴う屋外広告物の禁止区域の指定についてです。

委員の皆様からご質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

【河村委員】

方向としては特に問題はございませんけれども、手続きとしてきちんと周知することが必要かと思ひます。

【事務局】

そちらの方は審議会での答申を経て、告示の準備をして参りますが、その際には、市町村にもその旨を説明したいと考えております。

また、告示につきましては新聞の報道等にもありますように、平成 28 年 3 月 26 日北海道新幹線が開通する予定とのことですので、恐らく禁止地域につきましては、県の法規担当との協議になりますので詳しいことは申し上げられませんが、近い時期に指定をして、周知期間を設けたいと考えております。

【月舘会長】

今日の結果を持って具体的な条例改正の手続きに入り、周知期間等をきちんと確保した上で、新幹線の開通には間に合わせるという想定でよろしいでしょうか。河村委員如何でしょうか。

【河村委員】

そこらへんをしっかりとやっていただければということで、よろしく願いいたします。

【月舘会長】

では木村委員はいかがでしょうか。つくる側の意見としては。

【木村委員】

仮のお話何ですけれども、施行前に既に設置してしまった看板に対してはどういった対応をとられるのでしょうか。

【事務局】

禁止地域に指定する前に建てられた看板については適用除外されるということで、建てて構わないということになりますが、その後禁止地域に指定した場合は、猶予期間内に是正していただくということになります。

【月舘会長】

条例の施行前ですと、できているものはしょうがないということになりますけれども、施行した後は随時可能であれば条件を満たす禁止地域としての手続きをとっていくということによろしいでしょうか。

木村委員からはつくる側としてのご意見をいただきましたけれども、今日提供していただいた資料の写真を見ますと、基本的には今のところ沿線には特別問題となりそうな屋外広告物はなさそうですけれども、実際には何か建っているものはあるのでしょうか。

【事務局】

先程県道の交差点側と、奥津軽いまべつ駅の周辺の写真をご覧になっていただいたのですが、県道沿いですので、若干の屋外広告物が見られます。

また、奥津軽いまべつ駅につきましては、今別に道の駅がございますので自家用の広告物、例えばのぼり旗ですとか、というものは見られますけれども、非自家用広告物はまだ見受けられていません。

【月舘会長】

今日提供していただいたように、駅付近はともかく、新幹線の沿線といった観点で見ると、ないという状況なのではないでしょうか。

【事務局】

はい。今のところ見られないということになります。

【月舘会長】

駅付近に何も無いというのはちょっと寂しい気もします。

【成田委員】

今現在、津軽半島の現状を見たときに、人もいない、何もいないような状況であるし、恐らく広告もないように思います。私はもう少し広告があってもいいんじゃないかなと思うけれども、やはり人がいないと見る人もいないので仕方ないのかなと。新幹線開業に伴って、まず新幹線から見える、青森県を代表するような広告があればいいのかなと思います。もし広告があった場合、これは審査の対象になるのでしょうか。

【事務局】

例えば新幹線が走っていて、素晴らしい景観を阻害するような広告物については、建てることはできないということになります。また、自家用の広告物については基準を満たせば建てることできるようになっております。やみくもに自然のある地域について看板を建てるとどうしても景観が阻害されてしまうということから判断して、新幹線から眺望できる地域は禁止地域として指定しております。

ちなみに、北海道の方は既に禁止地域を指定しているということになっております。また、青森市につきましても、3月の開通を目標に禁止地域を指定するというのを聞いております。

【成田委員】

新幹線の車窓から青森県の産品を宣伝することも必要だと思うので、十分配慮していただきたいです。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。先程事務局からも説明がありましたけれども、駅とか道の駅周辺でも、自家用広告物は設置できるということでしたので、そのへんのところを前提に工夫してよりわかりやすく魅力のあるものを作っていただくということで、その代わりに豊かな自然の中を通っているときには、あまり必要のない人工物は見えない方が良くということで、作られている禁止地域ですので、そういうあたりを実際に施行される段階ではつくる側と相談してうまく運用していただければと思います。

【成田委員】

一つ聞きたいことがあるのですが、例えば、かかしロードは広告物になるんですか。

【事務局】

かかしにつきましては屋外広告物ではないと考えております。恐らくモニュメントの一種なのかなと事務局では考えております。おそらく国道280号線のかかしロードのことかと思われますが、こちらは青森市でやっておりますが特に禁止の広告物とみなしているといった話は聞いておりません。

【月舘会長】

広告物というと、商業的なことを念頭に置いていることが多いと思うのですが、かかしですと風物詩というものでいいのかなと思いますけれども、これまではきちんと位置づけはしていなかったと思いますので、事務局の方で検討を重ねてもらいたいと思います。

今3人の委員からそれぞれの立場でご意見をいただきましたけれども、斎藤委員は如何でしょうか。

【斎藤委員】

例えばですね、都市計画区域で許可区域がありますよね。この許可区域であれば、問題はないのかなと思うのですがどうなのでしょう。

【事務局】

都市計画区域につきましては、当然屋外広告を設置できる場所もございますのでそこにつきましては100mとしているのですが、今回につきましては都市計画区域外になりますので、線路の下には路盤がありますが、その端から500mの区間の展望できる区域につきまして、禁止区域として指定しております。

【月舘会長】

特定行政庁に青森、弘前、八戸があつて、基本的にその3市は直接該当することになると思います。県の場合はその3市が抜けてますので、都市計画区域に関わる問題は特にここでは対象にならないこととなります。福士委員は如何でしょうか。

【福士委員】

屋外広告物の今回の規制に関することについて特に意見はないのですけれども、ちょっと感想として感じたのは、今回の議題とはあまり関係ないのですけれども、例えば今回の禁止区域内での規制等は鉄道会社側への周知はなされているのでしょうか。

【事務局】

鉄道につきましては、屋外広告物というのは建てることのできないものです。現在鉄道会社の方に協議はしておりませんが、鉄道から見える地域については禁止地域であるということを今後周知していきたいと考えております。

【福士委員】

例えば、高架下の駐車場ですとか、広告物とも捉えられる看板などへの対応はどうされているのでしょうか。鉄道から見える景色を保存するわけですから、やはり気をつけるということで考えておられるのですよね。

【事務局】

そうですね。鉄道の敷地内の中につきましては、例えば駅のホームですと屋外広告物とは見なせない場合がありますので、そちらにつきましてはどうしても県もしくは屋外広告物の許可基準を設けている行政にしてみれば、そこは管轄外になってしまいます。

ただ、仮に駅の施設から外れてしまつてそこからみえるような広告物については設置することはできないということは市町村や屋外広告業を営む団体には周知していきたいと考えております。

【斎藤委員】

先程のことで、500m以内に携帯電話の電波塔とか、こういうものは広告物ではないかもしれませんが、設置するにはどういった扱いになるのでしょうか。

【事務局】

こちらの方は青森県の景観条例で大規模行為の届出ということになっておりますので、工作物を建てる際は県の方に届け出るということになっております。

【月舘会長】

大規模行為は届出をするということになっておりますけれども、何となく感覚的には全ての業者がきちんとやっているのだろうかという印象はあります。斎藤委員もそういうあたりを気になっているの質問なのかなと思います。実際にそういった相談などはどの程度あるものなのでしょうか。

【事務局】

大規模行為の届出につきましては、実際に事業者の方から市町村が窓口となって届出をすることになっておりますので、市町村の担当部局の方でパトロールなりして、鉄塔や携帯電話の電波塔等につきましては、事業者に対して届出を出すように指導するように県の方でも市町村に対してお願いしているところです。

【月舘会長】

大規模行為については市町村が担当と言うことで、直接は関わりはないですけれども、県は可能な限りで周知徹底をお願いできればと思いますが、事務局としては如何でしょうか。

【事務局】

これから市町村の方々をお願いして、大規模行為に該当するような建築物等がありましたら事業者の方に指導してもらうように県の方としても市町村に対しお願いしていきたいと考えております。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。工藤委員は初めてになりますが、如何でしょうか。

【工藤委員】

もう既に青森までの東北新幹線の部分は禁止区域に指定されていますので、同じ流れで北海道新幹線もできると考えるのが妥当であると思います。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。今日ご出席の委員の皆様方から禁止区域の追加についてのご意見をいただきましたけれども、基本的には委員の皆様から禁止区域の追加についてはご了承の意見が大半だったと思いますので、承認とするということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【月舘会長】

それでは次に、「屋外広告物の許可基準の細分化」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（「資料 2」により「青森県屋外広告物の許可基準細分化について」の説明 省略）

【月舘会長】

どうもありがとうございました。かなり専門的な内容になっておりましたけれども、感覚的に決めたものではなくて、基礎的研究に基づいているということが一つのポイントになります。よく見える範囲の中に、市街地の景観とか、広告物がどう収まっていると認識しやすいのかという

あたりを整理してもらいました。

許可地域の細分化につきましては、考え方としては従来の単に規制するというだけでなく、誘導し、さらには活用するとの考え方をとることになります。それから、青森県内の景観については自然型・郊外型・都市型、さらには道路というような仕分けをして、それぞれの景観特性に合った考え方で規制・誘導・活用していきます。その中で、従来と大きく変えたいという提案につきましては、看板の面積をこれまでは漠然と 30 m²以下となっていたのを、一面 30 m²以下、場合によっては二面三面というようにし、高さも制限して看板だけが極端に高いといったものは許可しないようにしましょうというのがポイントかと思います。

ガイドラインの方は、今の許可区域の考え方を基に規制よりも誘導・活用というような方向でガイドラインをまとめて、屋外広告物を含めたよりよい青森県の景観が出来上がっていくように誘導・活用しましょうという内容ですので、ガイドラインについては、許可区域の細分化が確定した後でそれを基に具体化ということでもいいのかなと思います。

ですから、本日は許可区域の細分化についてのご意見や、専門的な内容でしたので理解できなかった部分等についての質問でも構いませんので、お願いいたします。

【木村委員】

ガイドラインの方で広告物の高さを揃えたり、色彩の調和とか非常にいいことだと思うのですが、私が思うに、交差点のT字路なんかで、突き当たったところに建っている看板は、裏側がどうなっているかそれほど気にはならないと思うのですが、仮に、直線道路に対して直角に対して建っている看板については、もしそれが片面の表示しかなく、裏側が露出している場合、その裏側というのは構造部分の鉄骨や木材が露出してしまいうわけで、それは決して良好な景観とは言えないと思うのでそのへんをガイドラインの方で触れてもらえるといいかなと思います。そういう意味でも、片面・両面表示の基準を設けることは有効な手段かと思います。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。木村委員からは、つくる立場から考えると、単純に 30 m²とするのではなく、両面可というのも裏側の鉄骨部分などがそのまま露出というのが改善されるのではないかというご意見でしたけれども、如何でしょうか。

【事務局】

ごもっともなご意見だと思います。看板の裏側につきましては、我々も調査の段階で非常に気になっているところでしたので、ぜひともガイドラインの方に構造部の見え方について配慮するようにといった内容を入れていきたいと考えております。

【月舘会長】

かなり専門的な内容でしたので、なかなか一回聞いただけでは、と思いますが、ご意見如何でしょうか。

【福士委員】

素晴らしい資料を作ってください感謝しています。許可地域のレイヤー分けは理解するのが難しかったのですが、感想としては、都市計画図や用途地域にリンクしているので分かりやすいのではないかと思います。また、規制を補填する意味でガイドラインを作っているという構造は理解できました。ガイドラインの方向性として、地区協定のような、例えば岩木山の景観を保つにあたってエリア独自の思いが出てきたときの協定を作っていくような一言が入ってもいいのかなと思います。

【事務局】

現在、弘前市では景観条例で岩木山の眺望、景観を阻害しないよう高さを制限するといったやり方を進めていますので、弘前市以外の周辺の市町村にも、岩木山や八甲田山といったランドマークになるようなものについて、そういったものを阻害しない方法についてガイドラインの中で謳っていきたくと考えています。また、協定につきましては今後市町村と協議していければと思います。

【月舘会長】

今の日本の景観条例だと、盛岡市が岩手山の眺望を妨げないという条例を昭和 51 年に定めたのが最初のはずです。富士委員のご提案は、青森県のランドマークになっている岩木山を大切に守りながら屋外広告物を考えるという点で非常に重要な視点かと思えます。事務局からは弘前市の状況と、場合によっては周辺・関連市町村と協議しながら進めていけばよいといったご説明でした。

考え方としては非常に明快だなとは思いますが、これが青森県の地域に当てはめるとどうなるのかなという部分もあるんですけども、河村委員如何でしょうか。

【河村委員】

よく整理されていて非常に面白いなと思いました。規制の部分で質問なのですが、カーブしている道路について、ビスタ、山への眺望を遮る広告物についてはよく考えられていると思うのですが、バイパス沿いなんかでカーブしている場合については、どう対応していくのかポイントとしては何かあるのでしょうか。

【事務局】

バイパスにつきましては、基本的に禁止区域に指定されています。阻害する広告物に関しましては、自家用広告物が多く、適用除外となる自家用広告物への対応について、広告物全体として考えていきたいと思っております。

【河村委員】

活用の部分については、とてもよい考え方なのではないかと思えます。むつから恐山にかけて、「恐山まであと〇〇キロ」といったキッチュな広告物が見られますが、あれは面白いなと思えます。キッチュな広告物というのは一般的に否定的ですけども、伝統的キッチュといったクリエイティブな文化を青森の広告文化として活かせると面白いと思えます。最近地方のweb広告なんかはすごく面白くなってきているので、そういうところにつながる青森の広告文化を作っていければいいのではないかと思えます。

【事務局】

実際に調査してみて、全体の傾向として自然景観はかなり守られていると思えます。ただ、今回の細分化のように、やはり自然を守っていくべき景観部分と、経済活性化というポテンシャルを高めていく部分というのをできるだけはっきり分けていった方が活用もしやすいし、県土の特性も出るんじゃないかなというのがまず一つの大きな感想です。

それからもう一つは、色彩だとかお祭りだとかがあると思えますが、デザインの面で色々と使われ方の傾向なんか地域ごとに違う部分が見られます。ただこれは、デザインの中での問題ですので、規制であるとかガイドラインの中で触れるラインではありませんけれども、青森県の一つの文化的な部分なんかもう少し調査して、ガイドラインの中の一つの視点として反映していけると良いのではないかと思えます。また、県の色々な物産だとかお祭りだとか食べ物だとか、PRしていきたい内容のものがたくさんあって、そういうものの表現の仕方についてもガイドラインの中で触れていく内容だろうと思えますけれども、PRの姿勢についても現在ばらばらにやられている状況ですのでそのあたりも何らかのかたちでコメントができればいいかなと思っております。

【月舘会長】

河村委員は先程キッチュと言いましたけれども、大衆的だとか庶民的といった意味になりますが、それを活かしてってはどうかという意見でした。それに対して事務局の方からは、物産とかお祭りを含めて青森らしさというのをガイドラインの中に取り込んでいくという方向で考えたというご意見でした。成田委員は如何でしょうか。

【成田委員】

特にありません。

【月舘会長】

なかなか専門的な内容が多いような感じがしますが、斎藤委員は如何でしょうか。

【斎藤委員】

交差点部についてですが、交差点のところにある道路標識の色彩と広告の色彩は似たような色を使わないなど、規制を設けるなどして交通安全に寄与していただきたいと思います。

【事務局】

そのとおりだと思います。特に交差点部の色彩に関しての考え方をしっかり明記していくことはおっしゃるとおり必要なことだと思います。これから検討していきたいと思います。

【月舘会長】

本日欠席されている篠崎委員は色彩に関する専門家ですので、次回より具体的なアドバイスをいただけるのではないかと思います。これまでの検討経過からしますと、交差点では交通案内等に関するものを優先し、必要のない広告物を整理して、掲出する場合は混乱が起きないように配慮していこうという考え方はありましたけれども、斎藤委員からはもう一步踏み込んで色彩についても改めて考えるべきというご意見をいただきました。他に如何でしょうか。

【福士委員】

屋上広告物の高さが 1/1 以下となっているんですが、例えば看板建築というのはどういった扱いになるのでしょうか。

【事務局】

看板建築の定義が難しいですけれども、文字やロゴの大きさと広告物の部分を区分するなどありますが、基本的には情報発信している媒体については、広告物として定義する必要があると思っています。建物そのものが看板建築といったものも見受けられますが、柔軟に見守っていこうかなと思っています。

【月舘会長】

最近従来は袖看板を建築物に付けるというよりは、壁面に会社のロゴやシンボルマーク等を付けるというものになってきているように見受けられますが、今福士委員からご指摘があった看板建築は、従来型の看板建築ではありませんが、壁面デザインとしての広告物の扱いについて検討する必要があるのかなと思います。

【河村委員】

それに関連して、八戸では某ガス会社さんがデザインしたガスタンクや、同じ会社ですが、ビルの壁面をアーティスティックにデザインしたというものが審議会の中で適用除外として認められたことがあります。柔軟に内容を吟味しながら、経営者さんの想いやコンセプトも大事にしていく必要があるのではないかと思います。

【事務局】

屋外広告物の問題だけで片付けられる問題ではないだろうなと思います。建築も含めた景観の問題として、コンセプトはどうかといった部分も出てくると思いますが、屋外広告物側から言えば、そういった考え方を許容しながら、一定のルールの中で建築物に適用していきたいと考えています。これだからいいでしょ、これはだめでしょということでやり続けるのではなく、景観としてあるべき姿、屋外広告物のルールについて話し合っていくべきではないのかなと思います。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。工藤委員は如何ですか。

【工藤委員】

今回初めて会議に参加させていただいてちょっと勘違いしているところもあるかもしれないのですが、交差点のところで、図の表現を見ると道路境界ぎりぎりでも許可があれば建てられるように読み取れました。あまりにぎりぎりに設置すると信号機がない交差点での出会い頭の事故といった影響が出てこないか気になります。例えば角の部分から2mまでは建てないだとか、そういう考え方はできないのでしょうか。

【事務局】

現在ぎりぎりまで設置できるようになっています。今回交差点部につきまして委員の方々からいただいた意見を参考にして検討していきたいと考えています。交差点から30m以内の規制については、きちんとした根拠に基づいていないと規制は難しいので、もう一度こちらの方で検討させていただきたいと思います。

【月舘会長】

委員の方々から一通りご意見をいただきましたけれども、木村委員は如何でしょうか。改めてつくる側の立場から今日の考え方や許可基準についてお願いします。

【木村委員】

非常に素晴らしいガイドラインになると思います。

【月舘会長】

皆さんの意見を大体整理してみますと、個別に課題はあるけれども基本的に全体の考え方としては、青森県のオリジナルな考え方や研究成果も入っていて、この方向でいいのではないかなと思います。特に課題になるのが交差点部になると思いますが、これにつきましては景観審議会だけではなく警察関係のことも絡んでいきますので、ここだけで決められない部分はあるかと思いますが、検討させていただきたいと思います。また、北国らしいということも考慮すると資料の中には書いてあるので、青森らしさ、北国の独自の課題について、少し補足していただきたいと思います。

【事務局】

青森らしさ、北国らしさということに関しましては、一年間調査を進めていった中で、冬の風景と雪のない夏の風景とはやはり全く表情が異なっておりまして、その中での広告物のあり方についても、配慮しながらガイドラインの方を進めていかなければならないのではないかなと思います。特に活用という側面では、広告物相互に連携したまとまりとしての青森らしい景観をつくっていかねばならないかなと思います。このガイドラインをもっと活用していただけるような具体的な手法をこれから考えていきたいかなと思います。皆様からのアドバイスをいただいて、このガイドラインにつなげていきたいかなと考えております。

【月舘会長】

青森、弘前、八戸は県条例から除かれ、それぞれ独自の景観条例があるわけですが、その辺りの整合性を図ることについて、前回の課題としてありましたけれども、そのあたりについては如何でしょうか。

【事務局】

三市につきましては、それぞれ基準を設けておりますけれども、県の方から声がけをして整合がとれるように進めていきたいです。ガイドラインにつきましては、屋外広告業を営んでいる方というのは当然三市以外で業務を行っていると思いますので、同一したものを考えていきたいと思います。そのためにも、ある程度形がまとまった段階で三市にも声がけしていきたいと考えております。

【河村委員】

黒石市も景観行政団体ですよ。

【事務局】

黒石市につきましては、屋外広告物条例がまだありませんので、県の条例が適用されることとなります。

【月舘会長】

非常に緻密な内容でのご提案、許可基準でしたけれども、皆さんから一通りご意見をいただきました。基本的には考え方等を含めて賛同いただいたということでもいいんじゃないかと思えます。これを基に内容をより具体化していただいて、次回には具体化した内容について審議していただきたいと思えます。

以上で、本日予定していた案件については終了しました。事務局からよろしく申し上げます。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。これもちまして、第 21 回 青森県景観形成審議会を閉会いたします。